

清須市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金 Q&A

Q 1	令和3年度の途中で7歳、65歳になる者は誕生日を迎えないと購入ができないのか？
A 1	令和3年度末（令和4年3月末）までに7歳、65歳に達する方であれば、誕生日前にヘルメットを購入しても補助対象となります。また18歳であっても当該年度末時点で19歳になる方は対象外となります。
Q 2	小学校の入学準備で令和3年3月31日以前に購入し、令和3年4月1日以降に使用するものは補助対象となるか？
A 2	令和3年4月1日以降に購入したものが補助対象となりますので、令和3年3月31日以前に購入したものは補助対象となりません。
Q 2	清須市に在勤している者は補助対象か？
A 2	清須市に住所を有する（住民基本台帳に登録）方が補助対象となります。在勤の方は、お住いの市町村で補助制度を実施しているかお問い合わせください。
Q 3	インターネットで購入したヘルメットは補助対象となるか？
A 3	清須市内のヘルメット販売店で直接購入したヘルメットを補助対象としておりますので、インターネット販売で購入したヘルメットは補助対象となりません。
Q 4	市のホームページやチラシに掲載してある販売店で購入したヘルメットしか補助対象とならないのか？
A 4	市のホームページやチラシに掲載してある販売店以外でも清須市内の販売店で購入し、補助要件を満たしたヘルメットであれば補助対象となります。
Q 5	補助金は、ヘルメットの定価の1/2の金額か？
A 5	定価ではなく、販売店が値引きして販売している金額の1/2が補助金額となります。ただし、上限は2,000円となります。
Q 6	補助金の申請の際に添付する領収書は原本か？
A 6	補助金の申請に添付する領収書はコピー、原本どちらでも結構です。領収書を保管しておく必要がある方はコピーを添付してください。

Q12	申請時に提示が必要な「ヘルメットを使用する者の氏名、住所、生年月日がわかるもの」とは何か？
A12	<p>申請時にヘルメットを使用する者が市内在住者かつ対象年齢に該当するかどうかを確認するため、次のものを想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 健康保険証 <p style="text-align: right;">など</p> <p>これらについては、添付書類として写しの提出は必要なく、申請窓口での提示のみとなります。</p>
Q13	7歳以上18歳以下の児童生徒等の祖父母は補助金の申請はできますか？
A13	7歳以上18歳以下の児童生徒等が着用するヘルメットの補助金申請ができる方は、保護者となります。保護者は親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒等を現に監護する者をいい、申請時現在で親権者（父母）が存在する場合、祖父母が申請することはできません。